

災害時要援護者登録制度をご存じですか？

三豊市では、災害が発生したとき避難所へ避難することが困難で、家族などの支援が十分に受けられず、地域の方の支援を必要とする人（災害時要援護者）の登録制度を設けています。

登録を希望する人は、地域支援者（隣近所に住んでいて、避難支援などをしていただける人）を自ら見つけていただき、登録申請書を提出してください。（地域支援者を見つけることが困難な場合は、民生委員児童委員や自治会長にご相談ください）

市は登録申請書を元に登録台帳を作成し、その副本を災害時要援護者の地区の自治会長や民生委員児童委員等へお渡しして、地域の中でふだんからの見守りと災害発生時の支援体制の整備を要請します。

災害時要援護登録の対象者

具体的には、在宅で生活する次のような人を登録の対象者としています。

介護保険の要介護認定者およびこれに準ずる人

心身障害者

65歳以上の一人暮らしおよびこれに準ずる世帯の人

～ 以外で、避難所への避難等に地域の方の支援が必要な人

ただし、登録したからといって、必ず助けていただけるというものではありません。

自分の身は自分で守ると心がけをいつも持ちましょう。

地域支援者とは・・・

災害時要援護者をふだんから見守り、災害時には災害に関する情報を伝えたり、いっしょに避難したりすることを心がけていただく人です。決して責任を伴うものではありません。ふだんからよい近所付き合いを心がけ、できる範囲で支援してください。

申請の方法

登録申請書は、福祉総務課・各支所市民サービス課の窓口にて備え付けています。登録を希望する人は、登録申請書を記入後、各窓口にて提出してください。（各窓口まで来られない人は、各地区の民生委員児童委員や自治会長にご相談ください）

なお、登録申請書は、原則として7月31日（火）までに提出してください。ただし、提出期限後も随時、受け付けします。

問い合わせ 福祉総務課 62・1125

8月は児童扶養手当現況届の提出月です

児童扶養手当は、母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。対象は、離婚などで父親がいない児童や、父親に重度の障害がある児童を育てている母親または養育者です。

児童扶養手当月額（子ども1人の場合）

全部支給 41,720円

一部支給 41,710円 ～ 9,850円

2人目は 5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算

公的年金を受け取ることができる人や児童が児童福祉施設などに入所、また一定以上の所得がある人などには支給されません。

届け出を忘れずに

現在、児童扶養手当を受けている人は、支給の有無にかかわらず「現況届」を8月1日（水）～31日（金）までの間に提出してください。手続きの方法は、8月上旬に郵便でお知らせします。

現況届の提出がない場合は、その年の8月分以降の手当を受ける事ができませんのでご注意ください。

支給資格の継続に必要な手続きですので、必ず本人が届け出をしてください。

問い合わせ 児童福祉課 62・1126